

- ◎ 被扶養者とは、主としてその被保険者により生計を維持されており、社会通念上妥当であると認められる者です。

扶養者の認定は「健康保険組合の権限」であり、法で詳しく記載がない部分については各健康保険組合により認定基準が異なる場合があります。

被扶養者の範囲は別シート”被扶養者の範囲”を参照してください。

◎ 異動届記入上の注意事項

1. 被扶養者に異動があったとき健康保険証を添え、5日以内（休日を除く）に事業主経由で提出してください。
5日を経過した場合
 - 1) 取得の時
正当な理由がない限り、健康保険組合が認定した日が取得日となります。
ただし、出生の場合は誕生日が取得日になります。
 - 2) 喪失の時
健康保険組合が届を受理した日ではなく事例が発生した日（死亡の場合は死亡日の翌日）が喪失日になります。
2. 氏名には必ずフリガナを振ってください。
3. 続柄は実父・妻の実父・長男・次女・妻の連れ子など詳しく記入してください。
（保険証には詳しくは記載しませんが、システム上必要です）
4. 職業は専業主婦・なし・高校〇年生・パート・内職・アルバイト・フリーターなど実態が一目でわかるように記入してください。
5. 理由欄には、増の場合は結婚・出生・退職、失業給付終了など、減の場合は就職・収入オーバー・離婚・死亡など必ず記入してください。
大学・各種学校・予備校生は卒業予定年月を記入してください。
卒業予定年月までの期間限定で認定をするので、予定が変更になった場合は、在学証明等を再提出してください。

離職し失業給付を受給する場合は、給付が終了するまでは被扶養者にはなれません。

雇用保険は失業中の生活の安定を図ることを目的としているので失業給付により生活が保障されている状態です。失業給付受給中ということは、究極の目的は、早く適職を得て就職することにあるので、再就職して健康保険の被保険者になる可能性が高く、状態は一時的なものと考えられ、給付も大半が年収換算で限度額を上回るので、主として生計を維持されているとは考えられないことから認定は出来ません。

被扶養者になると一般的には失業状態にあると認められなくなり、雇用保険から給付が受けられなくなる場合があります。

受給期間中は、国民健康保険もしくは勤めていた会社の加入している健康保険組合の任意継続被保険者制度を選択してください。

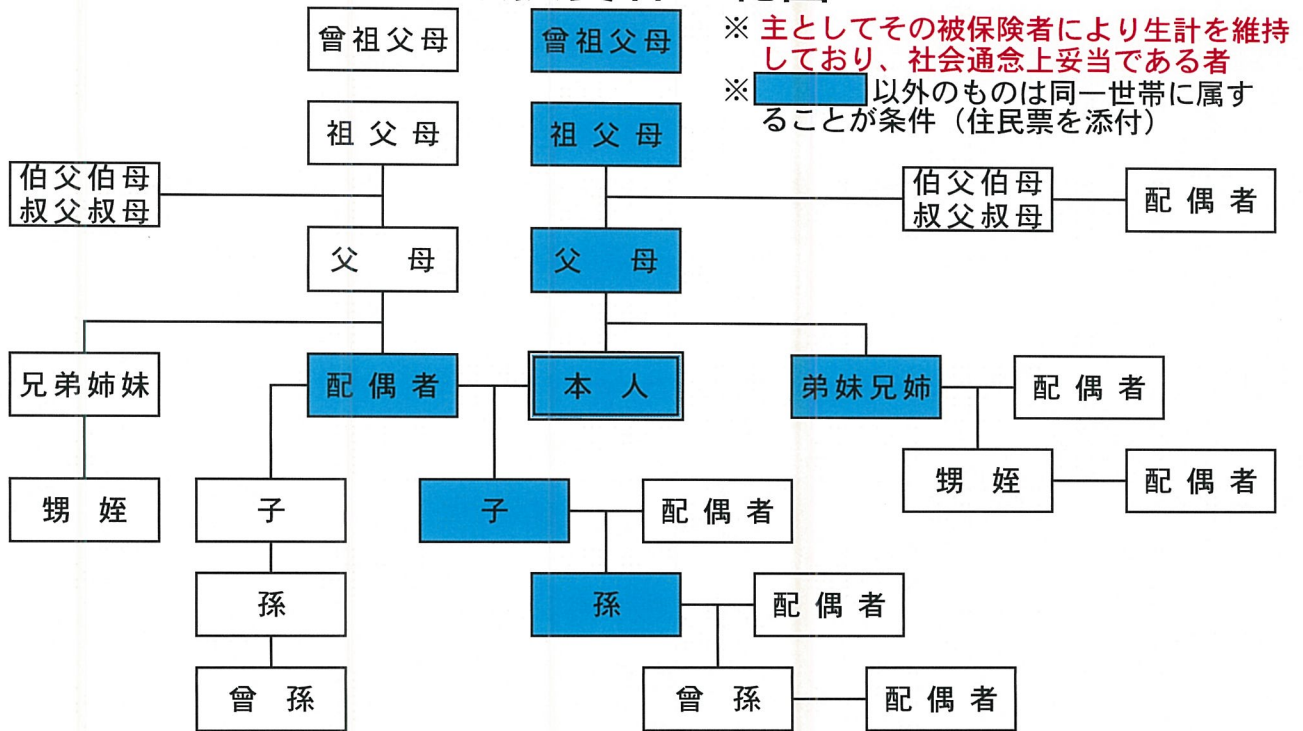
◎ 異動届に添付する書類

- 1) 被保険者現況届（必要事項はすべて記入してください。高校以下は不要。）
- 2) 被保険者の現況を証明する書類（別シート”証明書類一覧”を参照）
- 3) 上記のほかに資格を判定するために必要と思われる書類の提出をお願いする場合があります。

被保険者は、扶養認定を受ける際に、必要条件（主として被保険者によって生計が維持されているかどうかを判定する基準）に適合していることを自ら証明しなければなりません。被扶養者現況届に必要な事項を記入しその内容を証明する書類を添付していただきます。下記表は**必要書類の目安**です。提出書類だけで判定が難しい場合は**その他の書類の提出を依頼する**場合があります。後日、提出内容等に虚偽の申請が判った場合は加入時に遡って削除する場合もあります。

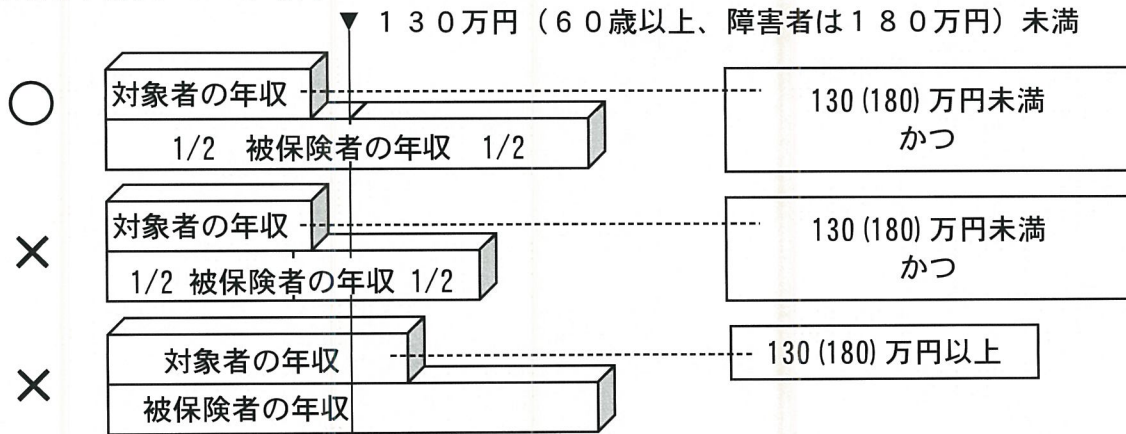
扶 養 し た い 人 の 職 業 等			証 明 書 類	発 行 元 ま た は 入 手 先	備 考	
18歳未満			実子の場合は不要 実子以外は『続柄証明が必要な場合』『同居が条件の場合』等の状況に応じた書類が必要	—	養子は戸籍謄本 配偶者（含内縁）の子で養子縁組をしてない場合は世帯全員分の住民票	
18歳以上	全 員		収入金額が記載された所得証明書	市区役所等	収入の有無に係らず提出する（高卒後1年以内は不要）	
	大学・各種学校・予備校生		直近1ヶ月以内に発行された在学証明書 または有効期限が判る学生証の写し	学校等	卒業予定年月まで期間を限定して認定	
	パート・アルバイト等 就労している場合		直近3ヶ月以上の給与明細（写）と源泉徴収票（写）、無い場合は収入がわかる雇用契約書（写）	勤務先	提出書類により今後1年間の収入を推定します。前年度収入が130万円以下（60歳以上は180万）でも認定できない場合が有ります	
	自営業		前年度確定申告書（写） 青色申告者は損益計算書（写）	市区役所等	所得金額が少なくても内容により認定出来ない場合もあります。 廃業した場合は廃業事実を確認できるもの（廃業届の写し等）	
	無 職	無 収 入	1. 前年度はすでに無職	被扶養者認定に関する誓約書	健保組合申請書類	被扶養者現況届に無職の理由を詳しく記入する。
			2. 在職中雇用保険に未加入だった	雇用保険未加入であったことが記載の退職証明書（元公務員の場合は辞令の写し）	認定対象者の元勤務先	退職証明に雇用保険未加入が記載されていない場合は雇用保険料が引かれていないことが判る在職中の給与明細添付
			3. 雇用保険失業給付を受給しない	離職票1・2の原本 雇用保険不受給誓約書	認定対象者の元勤務先 健保組合申請用紙	受給しない事由を現況届に詳しく記入
			4. 雇用保険失業給付を受給予定又は申請中	離職票1・2の写し 申請中は雇用保険受給資格者証の両面写し	認定対象者の元勤務先 公共職業安定所	受給延長を含み、受給が開始されるまでの間は扶養できます。 受給が開始されたら扶養から削除
			5. 雇用保険失業給付を受給終了した	雇用保険受給資格者証の両面写し	公共職業安定所 健保組合申請書類	支給終了の印字がされていること
			6. 上記（1～5）以外で全く証明書がとれない	被扶養者認定に関する誓約書	健保組合申請書類	被扶養者現況届に詳しく記入する。申立内容によって判定
		収 入 有	雇用保険失業給付受給中	雇用保険受給資格者証の写し	公共職業安定所	受給日額が3561円（60才以上4931円）以下の場合は受給中であっても内容によっては認定
			出産手当金受給中	出産手当金支給決定書等の写し	認定対象者の元の健康保険	
			傷病手当金受給中	傷病手当金支給支払決議書等の写し	認定対象者の元の健康保険	
			不動産収入等がある	前年度確定申告書（写）	市区役所等	
	年金・恩給受給者		最新の年金支払通知書の写し	社会保険庁・共済組合等	所得税法上非課税扱いの遺族年金や軍人恩給等も全て含む	
	障害者		障害者手帳または療育手帳の写し	市区役所等		
			障害年金受給者は年金支払通知書の写しも提出	社会保険庁		
	外国人		外国人登録証の写し	市区役所等		
に上必要証 明書類以外	他に扶養義務者がいると類推できる（配偶者・子供以外）		世帯全員分の住民票	市区役所等		
	別居の家族を扶養する	別居先の世帯全員分の住民票	市区役所等	現金での手渡しは証明出来ないので認定しない 1,2ヶ月に1度程度恒常的に支払っていることが証明できるもの		
		送金の事実を証明できるもの	金融機関等			
	続柄証明が必要な場合（養父母・養子女等）		戸籍謄本	市区役所等		

被扶養者の範囲

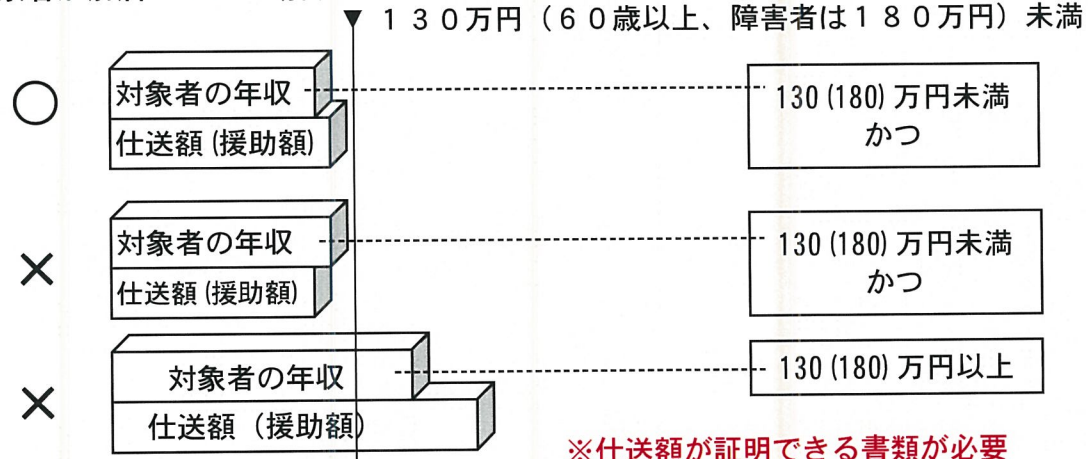


収入限度額

★ 対象者が同居している場合



★ 対象者が別居している場合



※仕送額が証明できる書類が必要

ただし、上記の条件は厚生省の通達に示されたものであり、形式的に満たしていれば被扶養者として当然に認定されるというものではありません。上記は認定を行う上での基準の1つであり、その他に被保険者の収入やほかの扶養義務のある親族の方の収入等、個々の具体的事情を十分把握・勘案し認定作業を健保組合で行います。